

仕様書
J R 山手線の車体広告掲出業務

1. 業務概要

放送大学のTV放送におけるマルチチャンネル（BS231ch、BS232ch）を周知するとともに、2019年4月入学の学生募集を訴求するため、首都圏の主要交通機関であるJR山手線の車体広告を掲出する業務。

2. 業務内容

JR山手線のE235系等の1編成11両の車体両側へのシート貼り車体広告掲出に必要な業務の一切を行う。シートの印刷加工、施工、山手線沿線の東京12区への申請及び屋外広告協会審査に係る業務をはじめ、関連企業等との連絡調整業務を含む。

1) 実施期間

平成30年12月1日（土）～12月14日（金）の2週間が第一希望。掲出作業の重複による物理的な作業困難等の場合は、限りなく第一希望に近い開始、終了日程で実施し、12月31日（月）までに掲出を完了すること。

2) 実施車両

JR山手線E235系等の1編成11両

3) 実施報告

車体広告を掲出した列車の運行が終了後、速やかに、実施報告書（車体広告掲出年月日が確認できる運行写真等含む）を提出すること。

3. 業務を履行する上での必要な資格

次の1)、2)をいずれも満たす者とする。

1) 東日本鉄道東京広告会の会員であること。

2) 平成28年～平成30年にJR山手線またはJR東日本他の路線において同等程度の車体広告の掲出作業実績を有すること。

4. その他重要事項

①広告入稿データは本学園から支給するが、受け渡しは本学園が指定する制作担当会社より行うものとする。

②色校正は原則として1回以上行うこととする。広告入稿データの受け渡し日程、色校正の方法等については、後日打ち合わせを行う。広告入稿データと指示原稿（ラフ等）の確認をはじめ、進行行程ごとの検版体制が確立されていることは必須とする。

③掲出時に本学園の指示と異なる印刷、掲出ミスなど瑕疵が確認された場合には、本学園と協議の上、必要な措置を講ずる。

④請負者は、業務の全部について、一括して第三者に請け負わせたり、一括して第三者に再委託してはならない。また、業務の一部を第三者に対して請け負わせたり再委託する場合は、請負者は、予め、所定の事項について学園に申し出た上で、承認を得ること。

⑤その他詳細については本学園担当者と十分打ち合わせを行い、その指示に従うものとする。